

新宮市告示第100号

新宮市指定難病等患者に対する交通費の扶助に関する実施要綱の一部を改正する告示

新宮市指定難病等患者に対する交通費の扶助に関する実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月30日

新宮市長 上田 勝之

新宮市指定難病等患者に対する交通費の扶助に関する実施要綱の一部を改正する告示

新宮市指定難病等患者に対する交通費の扶助に関する実施要綱（平成17年新宮市告示第62号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(支給の額)	(支給の額)
第6条 (略)	第6条 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>自家用車の場合 新宮市職員の旅費に関する条例（令和8年新宮市条例第1号）第12条その他の交通費に準じて算出した額とする。</u>	(3) <u>自家用車の場合の車賃については、新宮市職員の旅費に関する条例（平成17年新宮市条例第44号）に基づくものとする。</u>

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。